

尼崎市行政不服審査会答申
(答申第8号)

令和2年12月15日
尼崎市行政不服審査会

答申

第1 審査会の結論

尼崎市立児童ホーム利用不許可決定処分に係る本件審査請求は棄却すべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

1 関係法令等の定め

- (1) 児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3第2項は、「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」と定める。
- (2) 尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第2条は、「法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うための施設として児童ホームを設置する。」と定める。
- (3) 条例第5条は、「児童ホームを利用することができる者は、児童（本市内に住所を有する者で・・・その他規則で定める者をいう。以下同じ。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該児童を現に監護するものをいう。）で、そのいずれもが労働その他の事由により当該児童を養育することができないもの・・・とする。」と定める。
- (4) 条例第7条は、「市長は、規則で定めるところにより、通常利用許可を受けるべき者を選考その他の方法により決定するものとする。」と定める。
- (5) 条例施行規則第6条は、通常利用許可を受けるべき者の決定方法として、許可申請者全員を許可決定する場合（第1項第1号）及び選考により通常利用許可を決定する場合（第1項第2号）を定める。また、選考により利用許可を決定するにあたっては市長が別に定める基準（基準表は、本市ホームページ等で一般に公表している。）により対象者を選出することとされている（第2項）。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年12月5日、処分庁に対し、孫である児童（以下「本件児童」という。）の保護者として、平成31年4月1日から令和2年3月31日までを利用許可期間とする尼崎市立●●児童ホーム（以下「児童ホームA」という。）の利用許可申請を行った。
- (2) 処分庁は、平成31年2月13日、審査請求人に対し、本件児童の児童ホームAの利用許可決定を行った。

- (3) 処分庁職員は、平成31年2月19日、審査請求人の自宅に児童ホーム退所届書式を持参し、審査請求人に手渡した。
- (4) 審査請求人は、平成31年2月22日、処分庁に対し、本件児童の児童ホームA退所届を提出した。同日、本件児童の父親（以下「審査請求人代理人」という。）を申請者として、本件児童の尼崎市立▲▲児童ホーム（以下「児童ホームB」という。）の利用許可申請を行った。
- (5) 処分庁は、平成31年2月26日、審査請求人に対し、本件児童の児童ホームAの利用許可を取り消した。
- (6) 処分庁は、平成31年3月4日、審査請求人代理人に対し、本件児童の児童ホームBの利用許可決定を行った。
- (7) 審査請求人は、平成31年4月9日、処分庁に対し、審査請求人代理人を届出者とする本件児童の児童ホームBの退所届を提出した。同日、本件児童の児童ホームAの利用許可申請を行った。
- (8) 処分庁は、平成31年4月16日、審査請求人代理人に対し、本件児童の児童ホームBの利用許可を取り消した。
- (9) 処分庁は、平成31年4月17日、審査請求人に対し、本件児童の児童ホームAの利用を許可しないと決定（以下「本件処分」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は概ね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 平成31年2月22日、処分庁に対し、審査請求人が本件児童の児童ホームA退所届提出にあたり、平成31年2月19日、処分庁職員が審査請求人の自宅を訪問し、審査請求人代理人が児童ホームAを利用しない意向であるとの事実ではないことを高齢である審査請求人に告げ、上記児童ホームAの退所届を提出させるといった不適切な指導を行った。
- (2) 平成31年2月22日、処分庁に対し、審査請求人が本件児童の児童ホームA退所届を提出したことについて、本件児童の親権者である審査請求人代理人の同意がない中で行われた手続であるから、当該退所手続は無効である。
- (3) これらのことから、平成31年4月17日、処分庁が、審査請求人に対して行った本件児童の児童ホームAの利用を許可しないと決定は不当であるから、平成31年2月13日、処分庁が審査請求人に対し行った、本件児童の児童ホームAの利用許可決定の内容に基づき、本件児童が児童ホームAを利用する権利が認められるべきである。

2 処分庁の主張

処分庁は概ね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却すべきとする裁決を求めている。

- (1) 平成31年2月19日の時点で、処分庁は審査請求人及び審査請求人代理人が、児童ホームAと児童ホームBのどちらを利用するか検討中であることについて連絡を受ける等しており状況を把握していた。そこで、児童ホームAの退所届提出のタイミングによっては、その後の改めての利用許可申請を行っても、定員等の関係で不許可となるリスクがあることを説明し、慎重に判断するようアドバイスを行っていた。審査請求人が主張するような不適切な指導が行われたという事実はない。
- (2) 処分庁に対し、本件児童の児童ホームAの利用許可申請を行ったのは審査請求人であり、平成31年2月22日の退所届提出についても申請者本人が行っていることから、手続は適正に行われている。また、同日に審査請求人代理人名義で児童ホームBの利用許可申請がなされていることから、審査請求人代理人が児童ホームAの退所手続に同意していたことは明らかである。

第4 審理員意見書の要旨

審理員は、本件審査請求は棄却すべきであるとしており、その理由は次のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成31年2月19日に、処分庁職員が審査請求人自宅を訪問し、審査請求人代理人が児童ホームAを利用しない意向との虚偽の事実を告げるなど不適切な指導を行い、審査請求人が児童ホームAの退所届を提出するよう仕向けたと主張する。しかしながら、審査請求人より、処分庁による不適切な指導についての具体的な主張、立証がなされておらず、証明がない以上、事実の認定はできない。また、平成31年2月19日に処分庁職員が、審査請求人自宅を訪れたことについては、体調の良くない審査請求人を慮って関係資料を手渡したとも考えられることから、自宅訪問の事実のみをもって、不適切な指導があったと認定することはできない。

そもそも、処分庁には審査請求人に対し、事実と異なる不適切な指導を行ってまで児童ホームAの退所届を提出させる動機は見当たらない。

よって、処分庁から審査請求人に不適切な指導があったと認定することはできない。

- 2 審査請求人は、平成31年2月22日に処分庁に提出した児童ホームA退所届は、親権者である審査請求人代理人の同意なく行われたものであるから無効である旨主張する。しかしながら、条例第5条では、児童ホームを利用できる「保護者」とは、親権者のみならず「当該児童を現に監護する者」も該当すると規定されており、当時本件児童を監護していた審査請求人は、条例第5条に規定する「保護者」にあたる。

本件児童の児童ホームAの利用許可申請及び退所届は、保護者である審査請求人により行われていることから、権限を有する者による適切な手続であったと、認められる。

- 3 また、平成31年2月22日に審査請求人代理人名義で、児童ホームBの利用許可申請が行われ、平成31年3月4日に利用許可決定が出されているにもかかわらず、平成31年4月9日に児童ホームBの退所届を提出するまで、審査請求人及び審査請求人代理人が具体的な行動をとっていないことを考慮すれば、審査請求人代理人が、平成31年2月22日の児童ホームA退所届提出に同意していたと考えるのが自然である。
- 4 なお、本件では審査請求人と審査請求人代理人が、それぞれ処分庁と連絡を取り合っていたため、混乱や誤解が生じた可能性が高い。処分庁は、審査請求人と審査請求人代理人が同居していないことを把握していたのであるから、後々の問題を防ぐためにも、対応は申請者に限定すると、あらかじめ審査請求人に確認しておくのが望ましい対応であった。

第5 審査庁の判断

審査庁は、本件審査請求を棄却すべきと考えており、その理由は審理員意見書に同旨である。

第6 審査会の判断

本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当であり、その理由は次のとおりである。

- 1 平成31年2月22日の、本件児童の児童ホームA退所届の提出が、処分庁職員の審査請求人に対する不適切な指導によるものとして無効か
 - (1) 処分庁には、審査請求人に対し、事実とは異なる不適切な指導を行ってまで児童ホームAの退所届を提出させる動機を見出すことはできない。また、審査請求人からは、処分庁による不適切な指導について具体性を有する主張がない。よって、処分庁による不適切な指導があったとまではいえない。
 - (2) 以上のことから、処分庁の審査請求人に対する不適切な指導があったと認定することはできず、平成31年2月22日の本件児童の児童ホームAの退所届提出は有効である。
- 2 審査請求人が、平成31年2月22日に処分庁に提出した児童ホームA退所届は、親権者である審査請求人代理人の同意なく行われたものであるとして無効か

条例第5条によれば、児童ホームを利用できる「保護者」とは、「当該児童を現に監護する者」と規定されており、当時本件児童を監護していた審査請求人は、条例第5条に規定する「保護者」にあたる。本件児童の児童ホームAの利用許可申請及び退所届は、審査請求人により行われていることから、権限を有する者による適切な手続であったと認められる。

そして、仮に、平成31年2月22日当時、審査請求人代理人も条例第5条の「保

護者」の要件を充たす者であったとしても、上記退所届提出と同日に審査請求人代理人名義で児童ホームBの利用許可申請が行われ、平成31年3月4日に同申請に係る利用許可決定が出されているにもかかわらず、平成31年4月9日に児童ホームBの退所届を提出するまで、審査請求人代理人が具体的な行動をとっていないことを考慮すれば、審査請求人代理人が、平成31年2月22日の児童ホームAの退所届提出に同意していたと推認される。

- 3 以上のことから、本件審査請求には理由がないことから棄却されるべきである。
- 4 なお、審理員意見書においては上記第4-4のとおり付言がなされているが、当該付言は、本件処分とは直接には関係しないことを述べておく。

(参考)

審査の経過	
令和2年 6月17日	諮問書を受理（諮問第8号）
令和2年11月 4日	第1回審議
令和2年12月15日	答申

尼崎市行政不服審査会委員		
氏名	現職	備考
白井 俊美	弁護士	会長
武田 純	弁護士	会長職務代理者
海道 俊明	近畿大学法科大学院准教授	